

第57回岩手県環境審議会 会議録

日 時 令和7年5月29日（木）
13：30～15：15
場 所 岩手県水産会館 5階大会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 諮 問

- (1) 岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について
- (2) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向について
- (3) 岩手県循環型社会形成推進計画策定に係る基本的方向について

4 議 事

- (1) 岩手県環境基本計画の中間見直しに係る基本的方向について
- (2) 環境基本計画見直し特別部会の設置について
- (3) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向について
- (4) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会の設置について
- (5) 岩手県循環型社会形成推進計画策定に係る基本的方向について
- (6) 循環型社会形成推進計画策定特別部会の設置について

5 報 告

- (1) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について
- (2) 第51回岩手県環境審議会大気部会審議結果について
- (3) 住宅宿泊事業特別部会の専門委員の指名について

6 その他

7 閉 会

(出席委員)

岩井光信委員、大友幸子委員、齊藤貢委員、櫻井麗賀委員、佐藤美加子委員、渋谷晃太郎委員、鈴木まほろ委員、高田貞一委員、丹野高三委員、辻盛生委員、寺長根実委員、盛合敏子委員

(リモート出席委員)

石川奈緒委員、伊藤歩委員、小野寺真澄委員、篠原亜希委員、山内貴義委員、緒方弘志特別委員、宮本健也特別委員（樋川満氏 代理出席）

(欠席委員)

小野澤章子委員、佐々木千恵子委員、佐藤信逸委員、菅原情子委員、武田哲委員、塚本善弘委員、晴山渉委員、木野正登特別委員、

(五十音順)

1 開 会

○ 内城副部長兼環境生活企画室長

ただいまから第 57 回岩手県環境審議会を開催いたします。

私は事務局を担当してございます、環境生活部の内城でございます。

暫時、司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員 27 名のうち 16 名のご出席をいただいております。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。なお、新しく委員となられた方がいらっしゃいますので、御紹介いたします。

まず、名簿を御覧いただきますが、菅原情子委員でございます。本日は御欠席でございます。

次に東北農政局の緒方弘志特別委員でございます。本日はリモートでの御参加をいただいております。それから、東北経済産業局の木野正登特別委員でございます。本日は御欠席でございます。

それから、当審議会でございますが、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報を県のウェブサイトにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

2 挨 拶

○ 内城副部長兼環境生活企画室長

それでは、開会に当たりまして環境生活部長の中里より御挨拶申し上げます。

○ 中里環境生活部長

第 57 回岩手県環境審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、御出席を賜りまして心から御礼申し上げます。

また、日頃より本県の環境行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の審議会では、3 つの計画について諮問させていただきたいと考えております。

1 つ目は「環境基本計画の中間年見直しについて」、2 つ目は「地球温暖化対策実行計画の中間年見直しについて」、3 つ目は「第四次岩手県循環型社会形成推進計画（第六次岩手県廃棄物処理計画）について」でございますが、いずれの計画も今年度中に見直し又は策定を行いたいと考えておりますので、それぞれの計画の基本的な方向について、年度中頃を目途に答申をいただきたいと考えております。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様から、忌憚のない御意見を頂戴

できればと考えておりますのでお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 諮 問

- 内城副部長兼環境生活企画室長

それでは、次第の「3 諮問」に入りたいと思います。

本日は今、部長から申し上げた通り3つの諮問事項がありますので、それぞれについて、県から諮問書を施行させていただきたいと考えております。準備が整うまで、少々お待ちください。

それでは、諮問書の交付に入りたいと思います。本日は、知事に代わりまして、中里環境生活部長から諮問書を交付させていただきたいと思います。

(1) 岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について

- 内城副部長兼環境生活企画室長

まず1つ目は『岩手県環境基本計画の中間見直しに係る基本的方向について』でございます。

- 中里環境生活部長

岩手県環境保全及び創造に関する基本条例第11条の規定に基づく環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向について

- 内城副部長兼環境生活企画室長

続きましては『第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向について』でございます。

- 中里環境生活部長

新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例第9条第1項、地球温暖化対策の推進に関する法律、第21条第1項及び第3項並びに気候変動適応法第12条の規定に基づく、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向について、貴審議会の意見を求めます。

(3) 岩手県循環型社会形成推進計画策定に係る基本的方向について

- 内城副部長兼環境生活企画室長

最後、3つ目でございますが、『岩手県循環型社会形成推進計画策定に係る基本的方向について』でございます。

- 中里環境生活部長

循環型社会形成推進基本法第10条に基づく循環型社会の形成に向けた施策等を盛

り込んだ第四次岩手県循環型社会形成推進計画及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく第六次岩手県廃棄物処理計画の基本的方向について、貴審議会の意見を求めます。

○ 内城副部長兼環境生活企画室長

以上で、県からの諮問書の手交を終わります。

4 議 事

○ 内城副部長兼環境生活企画室長

それでは、次第の「4 議事」に入ります。以降の進行については、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、渋谷会長にお願いしたいと思います。

(1) 岩手県環境基本計画の中間見直しに係る基本的方向について

○ 渋谷会長

よろしくお願いいたします。それでは、会議の次第により議事を進めて参ります。

議事『(1) 岩手県環境基本計画の中間見直しに係る基本的方向について』、事務局から御説明お願いいたします。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

はい。環境生活企画室企画課長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

岩手県環境基本計画の中間見直しに係る基本的方向について説明をさせていただきます。

4ページにあります、資料1を御覧ください。

1の諮問の趣旨についてですが、岩手県環境基本計画は、計画期間10年間のうち、今年度で5年を経過することから、計画本文に記載の通り、見直しの必要性を検討することとしております。

先ほど、中間見直しの基本的方向について、環境審議会に諮問をさせていただいたところでございます。

次に、2の計画の位置付けについてですが、環境基本計画は環境基本条例に基づく本県の環境保全等に関する施策の基本的な計画であるほか、各法律に基づく生物多様性地域戦略ですとか、環境教育等行動計画にも位置付けられている計画となります。

5ページの方にお進みください。

今回の計画の見直しの方向性につきましては、現状こちらの表の案で考えているところでございます。

(1)の計画期間から(3)の計画の構成といった、いわゆる全体的な構成骨組み

の部分については、基本的に変更なしとしているところでございますが、個別施策ですとか、記載内容、また（４）でございます、主要な指標につきましては、本計画策定後５年間に生じた、社会情勢など変化ですとか、国の施策などの変化、また新たに生じた課題等への対応方向を検討のうえ、必要に応じて変更を行う予定としております。

続いて６ページの４を御覧ください。

本計画の中間見直しに係る留意事項としては、こちらに記載の通り３点ほどございます。

１つ目は、市町村への意見照会、パブリックコメント、また地域説明会などを実施いたしまして、広く県民の方の意見聴取に努めること。

２つ目は、審議会答申に基づき、主要指標や政策方針などに変更が生じた場合は、県議会の議決を経ることとしています。

３つ目は、この後説明を予定しております岩手県地球温暖化対策実行計画の中間見直しと、岩手県循環型社会形成推進計画の改定の内容を本計画の気候変動と、資源循環の各項目に関連させることが必要となります。

５番のスケジュールを御覧ください。

大まかなスケジュールといたしましては、この後、８月までの特別部会において、中間見直しに係る審議を行い、９月をめどに答申をいただきまして、１１月・１２月にパブリックコメントを実施、最終的には来年の２月議会に承認議案を提出し、３月下旬に本計画の改定公表を行うものになります。

最後に７ページの参考資料を御覧ください。

参考１には、本計画の根拠となる環境基本条例の関係条文を、参考２には諮問見直しに当たっての主な論点等として、直近の国の動向について記載しております。

特に、参考２に記載されている内容については、特別部会において、本計画への反映の要否、詳細などについて、御意見、御検討をいただくことと考えております。

以上が、岩手県環境基本計画の中間見直しに係る基本的方向についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○ 渋谷会長

ありがとうございました。ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から、御質問等受け承りたいと思います。いかがでしょうか。御質問、御意見ありましたら挙手をお願い致します。

はい、鈴木委員

○ 鈴木委員

県立博物館の鈴木と申します。見直しの方向性の方につきましては、異論はござい

ませんが、ぜひお願いしたいことがございまして、申し上げます。

最初の御説明にもありましたけれども、本計画のうち「生物多様性・自然との共生」に関する部分は、県の生物多様性地域戦略として位置付けられております。国の方の国家戦略でも、新しい方針でネイチャーポジティブですとか、新しい概念が付け加わっているわけですが、この現行計画の第3章にあります生物多様性の保全・自然との共生という部分が県の地域戦略として十分な内容になっているかということ、丁寧に、御検討いただきたいと思っております。もし、今回大きな改定は難しいですね、ということになりましたら、ぜひ次の基本計画を作る時にはネイチャーポジティブなど付け加えた形で、反映できるように時間をかけて審議いただきたいなというお願いでございます。以上です。

○ 渋谷会長

はい。ありがとうございました。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

はい。鈴木委員御指摘の通り、国の生物多様性国家戦略などを参考としながら、詳細などにつきましては、部会の方でじっくり検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○ 渋谷会長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

特にございませんので、次に、リモート出席の委員の皆様方から、御質問等いただきたいと思っております。御質問ある場合は、挙手ボタンを押していただきたいと思っております。如何でしょうか。

特にないようですので、先ほど鈴木委員さんからも、御意見ありましたのでそういう踏まえて進めて行ければと思います。ありがとうございました。

(2) 環境基本計画見直し特別部会の設置について

○ 渋谷会長

続きまして、議事『(2) 環境基本計画中間見直し特別部会の設置について』事務局から御説明お願いいたします。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

8ページの資料2-1を御覧ください。1設置の目的につきましては、先ほども申し上げましたとおり、環境基本計画の見直しに係る集中的な審議を行うために、当審議会に特別部会を設けようとするものでございます。

3 部会の構成員につきましては、当特別部会は前回の本計画策定時に設置した部会と同様の考え方で、当審議会委員から選出いただく7名をもって構成しようとするものでございます。4 スケジュールについては、先ほど説明の通りですので、省略させていただきます。

なお、9 ページには審議会条例、環境審議会運営規定の関係条文、10 ページには、当特別部会設置要綱案を記載させていただきましたので、お目通しいただければと思います。

簡単ですが、以上で環境基本計画見直し特別部会を設置についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの御説明について、まず、会場の委員の皆様方、御質問等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

次に、リモート出席の委員の皆様から、御質問をいただきたいと思います。御質問ある場合は挙手ボタン押していただきたいと思います。

それでは議事『(2) 環境基本計画中間見直し特別部会の設置について』は原案通りとしてよろしいでしょうか。

はい、特に御異議が、無いということで原案の通りで決定いたします。

ただいま御了承いただきました、環境基本計画中間見直し特別部会についてですが、部会委員については、当審議会条例第8条第2項の規定により、審議会委員の中から会長が指名することとされておりますので、僭越ではでございますけど私の方から指名させていただきます。

伊藤歩委員、丹野高三委員、辻盛生委員、小野寺真澄委員、佐藤美加子委員、岩井光信委員、私、以上7名の方をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

なお、当部会に付議する事項については、先ほど諮問のありました『岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について』といたしますので、部会委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

また、本審議会終了後、早速ですが、第1回目の部会を開催いたしますので、部会委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

(3) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向について

○ 渋谷会長

続きまして、議事『(3) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向について』事務局から御説明をお願いいたします。

○ 千田環境生活企画室特命参事兼グリーン社会推進課長

環境生活企画室、グリーン社会推進課長の千田です。どうぞよろしくお願いいたします。着座のまま失礼いたします。

資料 11 ページ、資料No.3-1、第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向について、御覧ください。

初めに資料修正につきまして、お知らせさせていただきます。まず実行計画中間見直しに係ります、審議会資料 3 及び 4 につきましては、皆様に事前配布した資料から一部修正を行わせていただいております。会場参加の委員の皆様には、変更箇所を示す資料を配布しております。また、リモート参加の委員の皆様には、本日メールでお知らせしておりますので、御了承いただきたいと思います。

それでは 11 ページから御説明いたします。

1 の諮問の趣旨です。本県の地球温暖化対策については、令和 3 年 3 月に令和 12、2030 年度を目標年次とする計画を策定し、そののち令和 5 年 3 月に、温室効果ガスの排出量の目標を当初計画から上方修正し 57%削減するという計画の改定を行い、この計画に基づく施策を実施しているところです。今年度は、計画期間の中間年に当たることから、指標や施策の達成状況、地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等を踏まえて、計画を見直すこととし、その基本的方向について諮問するものです。

2 の実行計画の位置付けでは資料記載を、法律、条例、計画等に位置付けられておりまして個々に関する説明は省略させていただきます。

次に、12 ページを御覧ください。

3 の見直しの方向性（案）についてですが、この内容は後ほど資料 3-2 を使いついて御説明させていただきます。

4 の見直しに係る手続です。環境審議会より御答申をいただいた後、県議会の議決による承認を経るものとし、その過程にあつては、パブリックコメント等を実施する等、広く県民などからの意見聴取に努めます。

次に、資料 13 ページを御覧ください。

5 スケジュールの予定です。本日の審議会のち 8 月頃までを目途に見直しに係る特別部会において御審議いただきたいと思いますと考えています。9 月をもって審議会から御答申をいただき、パブリックコメントの実施など、県議会の御審議を経て令和 8 年 3 月の改定を予定しております。次ページが飛びますが、16 ページまでお進みください。

資料 3-2 こちらから計画見直しの方向性につきまして御説明いたします。

中段、項目 2 を御覧ください。はじめに（1）計画期間です。現計画は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 ヶ年計画となっており、今回は計画中間年における見直しであることから、計画期間の変更はしないこととしたいと考えております。

次に（２）計画の目標です。現計画では基本目標として、温室効果ガスの排出削減目標、再生可能エネルギー電力自給率目標、森林吸収量の見込みの３つを掲げており、これらにつきましても基本的には変更を行わないという方向で考えている所でございます。

（３）計画の構成につきましても、現在、計画の変更を行わないという方向で考えています。

（４）主要な指標については、現計画の３４指標は、令和７年度までの期間を設定していることから、令和８年度以降の指標を設定するということが必要になってきます。

１７ ページを御覧ください。これらの基本方向につきまして、御審議いただくに当たっての主な論点を御説明いたします。まず、目標値です。１つ目の目標である、温室効果ガスの排出削減に関しての現状ですが、現在判明しているデータである令和３年度、２０２１年度こちらにおいては、基準年度比２０１３年比で２７．７％削減になっており、目標に対して４８．５％の位置まで進展しているところです。

国においては、本年２月の地球温暖化対策計画の改定において、２０３０年度に４６％削減する目標に加え２０３５年度、２０４０年の削減目標が追加されました。

右の赤枠を御覧ください。このような社会経済情勢の変化、また、県において現在調査中の２０２２、令和４年度の温室効果ガス排出量等の分析に基づく将来予測の精査などを踏まえて、目標値の変更の必要性を、また県計画期間は２０３０年度までとしているものの、国が２０３５年度、２０４０年度削減目標を設定したということを踏まえて、県として将来的なカーボンニュートラルを見据えた２０３５、２０４０年度の暫定的な目標値を設定する必要性などにつきまして、御審議いただきたいと考えております。続いて１８ ページを御覧ください。

２つ目の目標である再生可能エネルギー電力自給率に関する現状ですが、令和５年度の電力自給率は４５．７％になっています。再生可能エネルギーの導入量が増加しているところでございますが、活発な経済活動の背景に電力需要量も増加傾向になっているものと考えております。

右側を御覧ください。ただいま申し上げた現状や、再生可能エネルギーによる発電電力量そして電力需要量の見込みを踏まえた目標値変更の必要性の他、再生可能エネルギーの電力の地産地消の実態を把握する補足資料の設定の必要性などを、論点として御審議いただきたいと考えております。

続いて１９ ページを御覧ください。３つ目の目標である森林吸収量の見込みに関する現状は、直近のデータである２０２１、令和３年度は１、６２５千トンと目標値を上回っておりますが、右側を御覧ください。現状におきましては、目標値は上回っているのですが、再造林などの成果を踏まえた将来予測を踏まえながら、目標値変更の必要性を主な論点として御審議いただきたいと考えております。

20 ページを御覧ください。地球温暖化対策に対する対策と施策についてです。現計画では温暖化対策として、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進、多様な手法による地球温暖化対策の推進の3つの柱で取組を進めております。下段の赤枠を御覧ください。これらの対策、施策につきましては、各取組の達成状況を踏まえ対策を追加する必要性、また目標達成に向けて、令和8年度以降の施策と指標、これらを設定することなどにつきまして、御審議いただきたいと考えております。

実行計画の中間年見直しに関する説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問承りたいと思います。特にございませんでしょうか。

では次に、リモート出席の委員の皆様から御質問ある方は挙手ボタンを押してください。よろしくお願いいたします。

大友委員をお願いします。

○ 大友委員

大友です。あまりよく知らないので教えて欲しいのです。19 ページの図では二酸化炭素の温室効果ガスの減少を森林吸収量で10%相当まかなっています。私は初めて知ることなんです、この棒グラフの吸収量が、2019年をピークとして、2030年に減っているというのは、この2019年前後にかなり森林伐採を行って植林するために、二酸化炭素吸収量が減少ということなんですか。

それと、もう1つ教えて欲しいのですが、20 ページの、真ん中の2再生可能エネルギーの導入促進で、一番下に水素の利活用推進が掲げられています。実際に水素関連製品導入支援っていうと、例えば水素自動車というのは知っているのですが、それ以外に何があるのか、分かりやすく教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 渋谷会長

はい。ありがとうございました。

○ 千田環境生活企画室特命参事兼グリーン社会推進課長

はい。まず19ページの方の森林吸収量になりますが、2030年のところの数字ですが、これは目標値でございます。2019年をピークにして、2020年、2021年と減っているところでございますけれども、これは先ほど委員の方から御指摘がござ

いましたが、伐採された後に再造林ということで、もう一度木を植え直すというような取組ですね、こういうようなことも進めていくところですが、その成果というところがなかなか目に見えてきていないという部分もあると思います。

また、木は、老齢になると二酸化炭素を吸収しない性質がございます。このため、吸収できる年齢の木がどれだけ山にあるかというところがポイントになっておりますので、木の再造林も含めて入替えということを適切にしていくことによって、森林吸収量が確保できるという状況になっております。将来予測につきましても、今回の見直しに合わせて、今後どれぐらいの吸収量が見込まれるのかということを分析しながら、委員の皆様方に御議論いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、20 ページの水素ですが、残念ながら岩手県内で具体的に水素を活用している事例が少ないところでございます。一部事業者で、ガスの代わりに水素を使って燃やすということや、フォークリフトの燃料として、ガソリン等の燃料に代わって水素を使っているという、実際に活用している事例がございます。

将来的に二酸化炭素の排出量の少ないエネルギーに転換していくひとつの方法として、水素の利活用ということを、今県内事業者も含めて勉強している最中でございますので、こちら将来的な取組ということで御理解いただければと思います。

○ 大友委員

ありがとうございます。

特に森林が老齢になってくると、二酸化炭素の吸収効率が悪くなるということを初めて知りましたので、そういう見積りをしなくてはいけないんだと理解しました。その上で、2030 年のこの目標値が結構低いのは、やはり森林伐採が進まないという予測なのでしょうか。

○ 千田環境生活企画室特命参事兼グリーン社会推進課長

こちらの目標値を設定したときに、基準となる年度、その前の森林吸収の5 ヶ年ほどですね、平均値をとっていたということなので、今、森林吸収量が多い年代になってきていますが、過去において森林吸収が少なかったときを参考にさせていただいて、この数字が出てきたというところになっております。

1,416 千 t-CO₂ のところが果たして適切なかどうかというところを、もう一度精査をする必要があるというふうに考えております。

○ 大友委員

ここの施策によっては、それを上回るような規定を目標としていければいいのだなというふうに思いました。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。他にはございますか。よろしいでしょうか。

(4) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会の設置について

○ 渋谷会長

それでは、続きまして、議事『(4) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会の設置について』事務局から御説明をお願いします。

○ 千田環境生活企画室特命参事兼グリーン社会推進課長

それでは資料の21ページ、資料4-1の方を御覧いただきたいと思います。

特別部会の設置につきましては、1設置目的について、先ほど諮問いたしました中間年見直しに関し、専門的な見地から集中的・効率的な審議をいただくため、岩手県環境審議会に「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会」を設置しようとするものです。

2審議事項でございますが、中間年見直しに係る基本的方向に関する事項について審議いただきます。

3部会の構成員についてですが、地球温暖化対策、脱炭素社会の形成等に関する知見を有する審議会委員そして専門委員であって、審議会会長が御指名いただく合計7人で構成する事を想定しています。

4スケジュールにつきましては、議事(3)の基本的方向の中で御説明したスケジュールですので説明を省略いたします。

23ページには、設置要綱を掲載させていただいておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

部会設置の御説明は以上の通りです。よろしくお願いいたします。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの御説明について、まず会場の皆様方御質問ございますでしょうか。

次に、リモート出席の委員の皆様から御質問いただきたいと思います。

御質問がある委員は、挙手ボタンを押してください。よろしくお願いいたします。

特に御質問等ないようですので、それでは、議事『(4) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会の設置について』は、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

特に、御異議がないようですので原案の通り決定いたします。

ただいま、御了承いただきました、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別

部会についてですが、部会委員については、当審議会条例第8条第2項の規定により、審議会委員の中から会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。

小野澤章子委員、齊藤貢委員、私、また専門委員として産業技術総合研究所から古谷博秀専門委員、東北大学大学院工学研究科から中田俊彦専門委員、東北地方環境事務所から嶋田章専門委員、東北経済産業局から五戸美智専門委員、以上、7名の方をお願いいたします。

なお、当部会に付議する事項については、先ほど諮問のありました『第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間見直しに係る基本的な考え方について』といたしますので、部会委員の皆様よりしくお願いいたします。

(5) 岩手県循環型社会形成推進計画策定に係る基本的方向について

○ 渋谷会長

続きまして、議事『(5) 岩手県循環型社会形成推進計画策定に係る基本的方向について』事務局から説明をお願いします。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

資源循環推進課総括課長の古澤でございます。資料5、24ページを御覧ください。循環型社会形成推進計画策定に係る基本的方向について、まず1つ目の諮問の趣旨でございます。現行の循環計画の計画期間、これが令和7年度、今年度末ということになってございますので、次期計画を策定することとし、基本的方向を環境審議会に諮問するものでございます。

2つ目の計画の位置付けでございます。1つは循環型社会形成推進基本法に基づく基本的な計画でございます。あわせて、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画、それから、廃棄物処理施設の広域化計画の側面をあわせ持つものになります。なお、上位計画である、いわて県民計画、環境基本計画を踏まえた、循環型地域社会の形成に関する部門計画になります。

3の策定の方向性の案でございます。計画期間は令和8年度から令和12年度までの5ヵ年を考えてございます。これは国の計画期間が5ヶ年だということ、それから、県の環境基本計画などの上位計画の年数を踏まえた年数でございます。

基本目標に、循環経済、サーキュラーエコノミーの考え方を入れる方向で議論をしていただきたいと思います。計画の構成は、現計画をベースとして考えてございます。

各施策の目標設定でございますが、現計画の取り組み結果を評価の上、令和8年度以降の数値目標を設定していきたいという考えでございます。

4の計画策定に係る留意事項でございます。資料は25ページ、1つはパブリックコメント地域説明会等により、広く県民の意見を聴取していきたいと考えてございます。

また、関連する環境基本計画、地球温暖化対策計画と整合するように、作り込んでいきたいと考えてございます。

5のスケジュールでございますが、このスケジュールにつきましては先ほど御説明がありました環境基本計画の中間見直しスケジュールと同じような形でございますので、説明は省略させていただきます。

次のページにいきまして、参考資料でございます。

参考1には循環型社会形成推進法の抜粋、それから参考2には、廃棄物処理法の抜粋、参考3、諮問に当たっての主な論点を記載してございます。

論点につきましては、1つは循環経済の浸透ということで、まずサーキュラーエコノミーの考え方を広く浸透をさせるような形で議論いただきたいと考えております。

2つ目としましてはプラスチックの資源循環の促進ということで、プラスチックごみにつきましてはいろいろな海洋汚染などへの関心が高まっていることから、ライフサイクル全体での3R+Renewableの取り組み促進について、議論いただきたいと考えてございます。

3つ目としましては、市町村へのごみ減量化施策の助言として、家庭ごみ有料化の導入支援の取り組みを進めていきたいと考えてございますので、そういったことに関して御意見をいただきたいと考えてございます。4つ目としましては、人口減少化社会を見据えてのごみ処理広域化の推進に関して御議論いただきたいと考えておりますし、5番目の市町村の災害廃棄物処理計画策定支援に関するということに関しても、昨今、自然災害が多くございまして、災害廃棄物のことが課題になることがございますので、そういったことに関しての、御意見、御議論をいただきたいと思います。説明は以上です。

○ 渋谷会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方御質問ありますでしょうか。

大友委員。

○ 大友委員

循環型社会形成について、スケジュール、計画策定に係る留意事項の中で、市町村への意見照会やパブリックコメント実施というような留意事項があり、スケジュールも11月から、パブリックコメント・地域説明会実施と、説明をされるというのがわかりました。実際にいろいろな施策に対して、パブリックコメントや、地域説明会、市町村の問い合わせで、率直な提案等が、どんどん吸い上げられるものなののでしょうか。実際に自分でもこういうパブリックコメントを述べたこともないので、普通に住民として暮らしていて、パブリックコメントや地域説明会で意見を言ったり、なにか提案したり

するような方々が、どのくらいいるのかなというようなことが疑問です。環境問題に関心がある人たちとか、一般市民からは、ここどうなっているのだというような、パブリックコメントや地域説明でいろいろな意見が出てくるものなののでしょうか。

すいませんが、よろしくお願いいたします。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

はい、今の御質問は循環計画に関わる話だけではなく、先ほどそれぞれ担当課の方から説明申し上げましたが、環境基本計画や、地球温暖化対策計画、或いはそのほか県で種々の計画を作る際に、同じような手続きを踏んでいます。

その中で広く意見を聴取する方法が、パブリックコメントであり、説明会であるとかんがえており、最近国においても、計画とか指針等を公表したときにパブリックコメントを実施しており、意見がかなり出てきているという話も聞いておりますので、住民の意見を聴くツールとしては、適切なツールだと考えてございます。

○ 大友委員

他人事みたいに、特に意見をださないという傾向が強いのではないかと思っていたのですが、パブリックコメントや説明会で活発なもしくは細かいところの意見を、拾えていけば良いなと思いました。ありがとうございました。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

今の回答に若干補足をさせていただきますが、市町村、一般県民の方々以外にもパブリックコメント、関係団体に実際に職員がお伺いして、ヒアリング案件をお聴きするパターンもありますし、また文書のやりとりなどで、行っている場合もございます。

県のホームページを確認したところ、パブリックコメント、結構というか意見数がございまして、やはりタイムリーな話題とか、県民の方々の興味がある、関心が高いものについては、通常は100件以上とかの御意見をちょうだいしております。例えば令和6年度でいうと、一番その件数が多くあるのが岩手県教育振興計画とか、或いは保健福祉系の健康いわて21プランですね、こういったものがございまして、本日、3計画の見直し・改定いずれもパブリックコメントを行う予定ではございますが、1人でも多くの県民の方々の御意見を反映できるよう努めていきたいと考えておりますので、御支援よろしくお願いいたします。

○ 大友委員

岩手県の方々の意識の高さに、今のお話を聞いて安心しました。

○ 渋谷会長

ありがとうございます。

他には会場の委員の皆様、続いてリモート出席の委員から、御質問はございませんか。

御質問がある委員は挙手ボタンを押してください。はい、ありがとうございます。

特にないようですので次に進めたいと思います。

(6) 循環型社会形成推進計画策定特別部会の設置について

○ 渋谷会長

議事『(6) 循環型社会形成推進計画策定特別部会の設置について』事務局から説明をお願いします。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

資料 27 ページ、資料 6-1 を御覧ください。

循環型社会形成推進計画策定特別部会の設置について、まず 1 つ目の設置目的でございます。

次期計画策定に当たり、専門的見地から集中的に審議を行うため、環境審議会条例の規定により、循環型社会形成推進計画策定特別部会を設置しようとするものであります。

2 の審議事項でございます。廃棄物処理を含む、循環型社会形成推進のための基本計画に関する事項です。

3 の部会の構成員につきましては、審議会委員及び専門委員をもって組織し、前回策定時と、前回の計画策定時に設置した部会と同数の合計 7 人の構成員を想定しています。

4 のスケジュールにつきましては、先ほどの説明と重複しますので省略いたします。

28 ページには、審議会条例、審議会運営規定の抜粋を掲載してございます。資料 6-2 には循環型社会形成推進計画策定特別部会設置要綱案を掲載してございますので御覧いただければと思います。説明は以上になります。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの御説明についてまず会場の委員の皆様方から、御質問はございますでしょうか。

次に、リモート出席の委員から、御質問はございませんか。御質問がある委員は挙手ボタンを押してください。

それでは、議事『(6) 循環型社会形成推進計画策定特別部会の設置について』は、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、原案のとおり決定いたします。

ただいま、御了承いただきました循環型社会形成推進計画策定特別部会についてですが、部会委員については、当審議会条例第8条第2項の規定により、審議会委員の中から会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。

塚本善弘委員、晴山渉委員、小野寺真澄委員、また、専門委員として岩手大学から前田武己専門委員、岩手県工業クラブから山本亮専門委員、岩手県産業資源循環協会から玉懸博文専門委員、岩手県市町村清掃協議会から南幅嘉人専門委員、以上、7名の方をお願いいたします。

なお、当部会に付議する事項については、先ほど諮問のありました『岩手県循環型社会形成推進計画策定に係る基本的方向について』といたしますので、部会委員の皆様よろしくをお願いいたします。

設置しました3つの特別部会について、事務局から名簿の配布をお願いします。

4 議 事

○ 渋谷部会長

それでは続きまして『5 報告』に入ります。

(1) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について

○ 渋谷部会長

「(1) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について」温泉部会長職務代理者である大友委員から説明をお願いいたします。

○ 大友委員

温泉部会の職務代理者の大友です。

温泉部会の報告は、30 ページ資料7を御覧ください。

令和7年1月9日付けでこの資料にあります通り、岩手県から諮問された温泉掘削許可申請について、2月6日温泉部会を開催して審議しました。

これは温泉法第3条第1項の規定に基づきまして、申請者旭ボーリング株式会社の代表取締役、高橋和幸さんから申請ありました件で、温泉掘削の許可申請を審議しました。既存の温泉の湯出量とか、温度に影響を与えるものではないと認めましたので、許可相当と答申しております。以上です。

○ 渋谷会長

はい。大友委員ありがとうございました。

ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問いただき何か御質問よろしいでしょうか。次に、リモート出席の委員の皆様から御質問いただきます。御質問がある委員は挙手ボタンを押してください。

はい、特にないようですので、温泉部会報告どうもありがとうございました。

(2) 第 51 回岩手県環境審議会大気部会審議結果について

○ 渋谷部会長

続きまして、続きまして(2)「第 51 回岩手県環境審議会大気部会審議結果について」大気部会長であります丹野委員から説明をお願いします。

○ 丹野委員

よろしくお願いいたします。大気部会から報告いたします。

お手元の資料 8、31 ページを御覧ください。

令和 7 年 2 月 6 日に開催いたしました、大気部会につきまして 1、審議事項に記載しております 3 点について審議を行いましたので結果を御報告いたします。

(1)大気汚染防止法に基づく令和 7 年度大気汚染調査測定計画については、窒素酸化物等を測定する環境大気常時監視、ベンゼン等を測定する有害大気常時監視の調査測定計画についてです。

(2)ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和 7 年度ダイオキシン類調査測定計画については、一般環境の大気、発生源周辺の大気で、ダイオキシンを測定する計画についてです。

(3)騒音規制法及び振動規制法に基づく規定地域の変更についてですが、金ケ崎町において、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が変更されたことに伴い、これに準拠して、騒音環境基準の類型の当てはめ、また、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更を行うものです。

審議の結果いずれも議決しました。大気部会からの報告は以上になります。

○ 渋谷会長

丹野委員ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、まず会場の委員から、御質問はございませんか。

次に、リモート出席の委員から、御質問はございませんか。御質問がある委員は挙手ボタンを押してください。特にないようですので大気部会どうもありがとうございました。

(3) 住宅宿泊事業特別部会の専門委員の指名について

○ 渋谷部会長

続きまして(3)「住宅宿泊事業特別部会の専門委員の指名について」、ですが、令和 7 年 3 月末をもって住宅宿泊事業特別部会に係る専門委員の任期が満了し、新たに専門委員が任命されたことから、部会員の指名を行うものです。

部会委員については、当審議会条例第 8 条第 2 項の規定により、審議会委員の中か

ら会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。

これより配布する資料を御覧いただきたいと思います。

専門委員となりました、田村泰俊専門委員、岩田智専門委員、及川武芳専門委員には、住宅宿泊事業特別部会をよろしくお願いします。

6 その他

○ 渋谷部会長

その他、会場の委員の皆様方から何かございますか。

次に、リモート出席の委員の皆様方から何かございますか。御質問のある委員は挙手ボタンを押してください。事務局の方からは何かございますか。

御発言がないということですので、進行を事務局にお返しします。円滑な審議に御協力いただきましてまことにありがとうございました。

7 閉 会

○ 内城副部長兼環境生活企画室長

はい、渋谷会長大変ありがとうございました。

以上で、本日の審議会を終了したいと思います。

委員の皆様におかれましては大変ありがとうございました。

なお、この後でございますが環境基本計画中間見直し特別部会をこちらの会場で引き続き開催したいと思います。

開催時間でございますが、若干休憩を挟みまして 15 時からとさせていただきたいと思いますので、部会委員の皆様は引き続きよろしくお願いいたします。

では、以上になります、ありがとうございました。